

## 令和6年度由布市就労機会促進事業業務仕様書

### 1. 事業目的

本業務は、全ての人が多様で柔軟な働き方ができる環境を整備し、若年層による労働力の流出抑制や市内の就業促進、定年退職者や子育て世代等の新たな労働力の掘り起こしを図る。幅広い就労環境を構築し、市内企業の慢性的な人手不足の緩和や地域経済の活性化に取り組むことを目的とする。

### 2. 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 求職者向けマッチングサイトの構築、維持管理・運営
- (2) 市内事業者向け利用申込サイトの構築、維持管理・運営
- (3) 効果検証のための各種データ分析サイトの構築、維持管理・運営
- (4) マッチングサイトの普及促進活動並びに利用者への支援活動

### 3. 履行場所

由布市が指定する場所

### 4. 契約期間

契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 5. システム構築の条件

#### (1) 公共性

ア 多くの企業が利用できる仕組み

- ・幅広い業種が利用できること。
- ・事務負担が少なく、大小さまざまな企業が利用できること。

イ 多くの人が働ける仕組み

- ・専門性あるなし問わず、就業できる仕組みであること。
- ・子育て、介護世代、シニア世代などが活躍できる仕組みであること。
- ・地域内外の求職者が応募、就業できること。
- ・国籍、性別、年齢、居住地域問わず応募、就業できること。

ウ コンプライアンス遵守・労働保護

- ・直接雇用によるマッチングになること。
- ・労働者への賃金未払いが発生しない仕組みであること。

- ・休業手当、割増賃金などが計算され労働者へ適切に支払われる仕組みであること。
- ・年少者や外国籍者の就業が適切に制限される仕組みであること。

## (2) 持続性及び発展性

### ア 自治体の負担少

- ・自治体がサービスを維持できる仕組みであること。
- ・季節による人員ニーズを相互補完できるよう、自治体と自治体のプラットフォームが繋がる仕組みであること。

### イ 企業の労働力不足の解消

- ・長期雇用に関わる仕組みであること。
- ・希望する企業各社が独自の人材プラットフォームを構築できること。
- ・企業は求人情報を独自の人材プラットフォーム、又は自治体の公式マッチングサイトへ効率的に掲載できること。
- ・企業各社で抱えている自社会員と外部求職者の一元管理で採用業務の効率化が図れること。

### ウ データ化及び可視化

- ・性別、世代別、地域別の登録状況や就労実績、所得、税収などを可視化し事業の効果測定を可能にすること。
- ・企業、求職者の活動状況をデータ化し雇用支援に活用できること。
- ・地域間の供給労働時間、支給給与額が可視化される仕組みであること。

## (3) 実現性及び運営体制

### ア プラットフォームの構築実績

- ・これまでに企業や自治体等のマッチングプラットフォームを構築した実績があること。
- ・事業の実現に必要な知財や技術があること。

### イ 事業計画と運営フォロー

- ・システムの導入計画、利用者への普及計画、目標の設定など、総合的な事業計画を提案・管理できること。
- ・システム導入後も継続した自治体への運営フォローを実施すること。
- ・求職者及び企業からの問い合わせに対応することとし、改善要望等のヒアリングも実施すること。
- ・必要に応じてマーケティング、調査、レポート、提案を行うこと。

### ウ リスク管理

- ・受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業における特許侵害などのリスクがないこと。

#### (4) システムの詳細要件

##### ア 求職者向けの環境

- ・自治体の公式マッチングサイトを構築すること。
- ・1日単位・数時間での応募・就業を可能にすること。
- ・求職者は勤務時間を自分の希望にあわせ調整し応募ができること。
- ・労働条件通知書、給与明細、源泉徴収票などの帳票類が発行され確認できること。
- ・企業、求職や双方が評価やレビューを確認できること。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEBブラウザやアプリケーションで利用できること。

##### イ 企業向けの環境

- ・企業向けの問合せ・申込サイトを構築すること。
- ・企業向けの管理画面があり、企業各社にあった利用設定ができること。
- ・求人企業は応募者の選考ができ、最適な人材を採用できること。
- ・雇用契約、給与計算、給与支払い、各種帳票作成と管理、月次/年次の帳票発行を各社が設定し自動化できること。
- ・労働時間と拘束時間を管理する勤怠管理の仕組みがあること。
- ・給与の前払いなど、求職者の意思に応じた柔軟な給与支払いを企業の負担を増やすことなく実現できること。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEBブラウザやアプリケーションで利用できること。

##### ウ 自治体向けの環境

- ・自治体向けデータ分析サイトを構築すること。
- ・法改正等に合わせたアップデート機能を持ち合わせていること。
- ・システムはパソコン、タブレット、WEBブラウザで利用できること。

#### 6. 告知の実施

求職者向け応募サイト及び企業向け申込サイトの認知度向上及び登録促進に向けて広く周知を図ること。

#### 7. 求人の開拓

マッチングプラットフォームが、市内企業の人材確保に向けて有効な手立てとなるよう、関係機関・団体と連携し、短日短時間就労による求人開拓を行うこと。

- ①企業向け説明会の企画・実施
- ②個別企業への訪問説明の実施

## 8. 関係機関等との連携

連携が必要な関係機関・団体等を把握した上で、連携の効果的な手法を提案し、実施すること。

## 9. 運営体制及び全体スケジュール等の提出

業務責任者及び部門別責任者等を明記した体系図並びに契約期間中の全体スケジュールを提示すること。なお、各責任者の氏名、連絡先を追記したものを、契約締結後1週間以内に提出すること。

## 10. その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報等を他に漏洩してはならない。
- (2) 本業務にかかる作成物、成果品の著作権は市に帰属する。画像、システム等既に著作権を有するものについてはこの限りではないが、本市が使用することについて問題が発生しないように適切な対応を行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (4) 業務の遂行にあたり、市と十分な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。